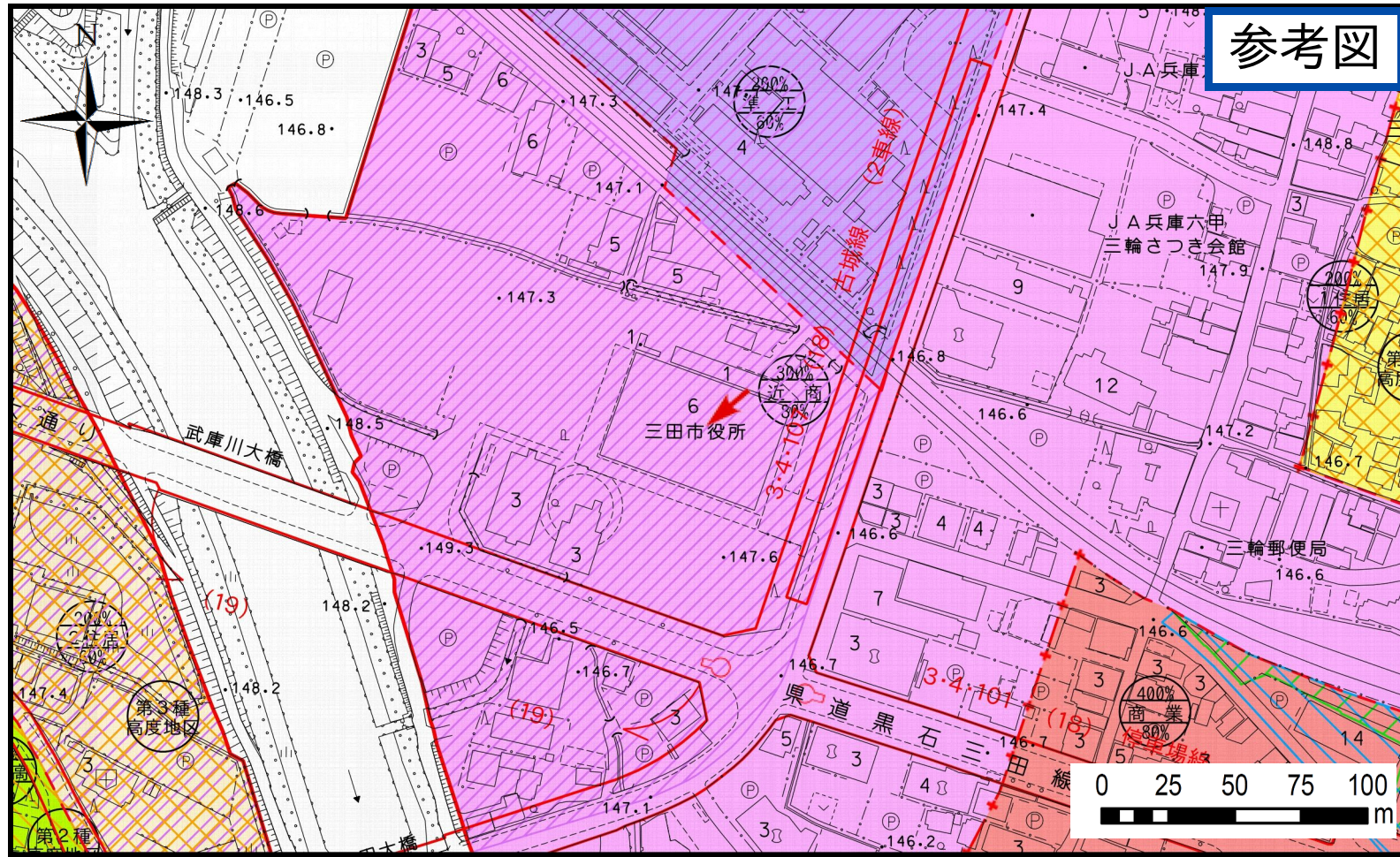
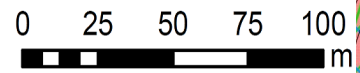


参考図



	第一種低層住居専用地域		近隣商業地域
	第一種中高層住居専用地域		商業地域
	第二種中高層住居専用地域		準工業地域
	第一種住居地域		工業専用地域
	第二種住居地域		区域区分
	都市計画区域		外壁後退 1.0m
	第一種高度地区		第二種高度地区
	第三種高度地区		高度利用地区
	特別用途地区		地区計画区域
	防火地域		交通広場
	生産緑地地区		都市高速鉄道(主要施設)
	都市計画道路		都市計画緑地
	都市高速鉄道(線路部)		新住宅市街地開発事業
	都市計画駐車場		市街地再開発事業
	都市計画公園		
	その他の都市施設		
	土地区画整理事業		
	工業団地造成事業		



地図上矢印の先端部分の都市計画決定内容

①
②
③

 ① 容積率
 ② 用途地域
 ③ 建ぺい率

三田市 都市整備部 都市デザイン課
 令和7年06月12日
 ※許可なく複製、転写を禁じます。

区域区分	市街化区域	都市施設	交通施設
用途地域	近隣商業地域		
建ぺい率	80	容積率	300
高度地区			公園・緑地
防火地域			その他
特別用途地区	シビックゾーン地区	市街地開発事業	--
その他		地区計画等	

阪神間都市計画(三田市) 高度地区の制限内容
 三田市内の高度地区が決定されている区域内では、その種別によって、次のように建築物の高さが制限されます。

高度地区(第2種)
 敷地北側境界

高度地区(第3種)
 敷地北側境界

地図上の情報は、都市計画その他の内容を証明するものではありません。また、お調べの土地が用途地域等地域地区や都市施設等の境界付近にある場合は、必ず職員に確認してください。
 本図は権利や義務の発生するもの、取引の資料とするものなど、重要な事項の確認には使用できません。